

山梨県公報

第二千三百六十二号

平成二十五年

十月二十一日

月 曜 日

目 次

特定非営利活動法人の設立の認証申請

六六三

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・山梨
 - 2 代表者の氏名 船木 上次
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬七百七十九 二番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、知的障がいのある人達(以下、「アスリート」という。)とコーチ、ボランティアほか一般市民が日常のスポーツトレーニングや競技会、大会またはレクリエーションプログラムを通して共に成長しながらアスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年十月十日から同年十二月九日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番